

<p>【件 名】</p> <p>舞阪P B Sの指定管理について</p>	<p>平成27年3月27日</p> <p>公益財団法人 浜名湖総合環境財団</p> <p>電話 053-458-6043 担当：村松</p> <p>ホームページ</p> <p><a href="http://www.hamanako-zaidan.or.jp/">http://www.hamanako-zaidan.or.jp/</a></p>
<p>公益財団法人浜名湖総合環境財団は、公の施設の指定管理者として静岡県から指定を受けましたので、平成27年4月1日から下記のとおり舞阪P B Sの管理運営を行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 施設名 浜名港プレジャーボート係留施設（通称：舞阪プレジャーボートスポット）</p> <p>2 所在地 浜松市西区舞阪町弁天島地先</p> <p>3 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜名湖における不法係留船や放置艇を解消するため、静岡県が整備して管理運営している係留施設</li> <li>・係留環、係留杭による護岸係留で、624隻の係留が可能</li> <li>・平成27年1月末現在、499隻係留</li> </ul> <p>4 指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）</p> <p>5 指定管理者が行う業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用許可及びその取消しに関する業務</li> <li>(2) 利用料金の徴収に関する業務</li> <li>(3) 維持管理に関する業務</li> <li>(4) その他静岡県又は当財団が必要と認める業務</li> </ol> <p>6 管理運営の方針</p> <p>当財団は、これまで7ヶ所の公共マリーナと17ヶ所の公共係留施設を管理運営してきておりますので、こうした長年の実績によって培いましたノウハウに基づき、舞阪P B Sを適切かつ効率的に管理運営し、舞阪P B S利用者へのサービス向上を図ってまいります。</p> <p>&lt;具体的な対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレや管理棟などの整備による係留施設の利便性向上</li> <li>・日常パトロールの強化による安全性の確保</li> <li>・利用料金支払い方法の改善による利用者サービス向上</li> </ul>	